

【補足資料】関係会社等から調達する場合の利益排除について

- 補助対象経費の中に、補助事業者の自社調達又は関係会社等からの調達分がある場合、補助事業の実績額の中に補助事業者の利益相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。
- そこで、以下の①～③の関係にある個人又は会社から調達を受けた場合は、**取引価格から利益相当額を控除した金額**を補助対象経費として下さい。

下記の調達先のうち、自身が当たるかを確認してください。

□ 補助事業者自身（自社）

_____ P2

□ 補助事業者の関係会社（下記③を除く）

_____ P5

□ 補助事業者（法人の場合は補助事業者の株主）の親族又は親族が所有する会社

_____ P9

自社調達の場合の補助対象経費の算出 1/3

自社内から調達した場合は原価が補助対象経費に該当します。

補助対象経費の計算式

$$\text{補助対象経費} = \text{原価}$$

原価…商品を製造、もしくはサービスを提供するために必要な材料費、労務費、経費の合計

主に想定される原価の例

商品の原価：

製造原価 材料費（必要な材料等）、労務費（従業員の賃金等）、経費（工場の賃貸料や電気代など）

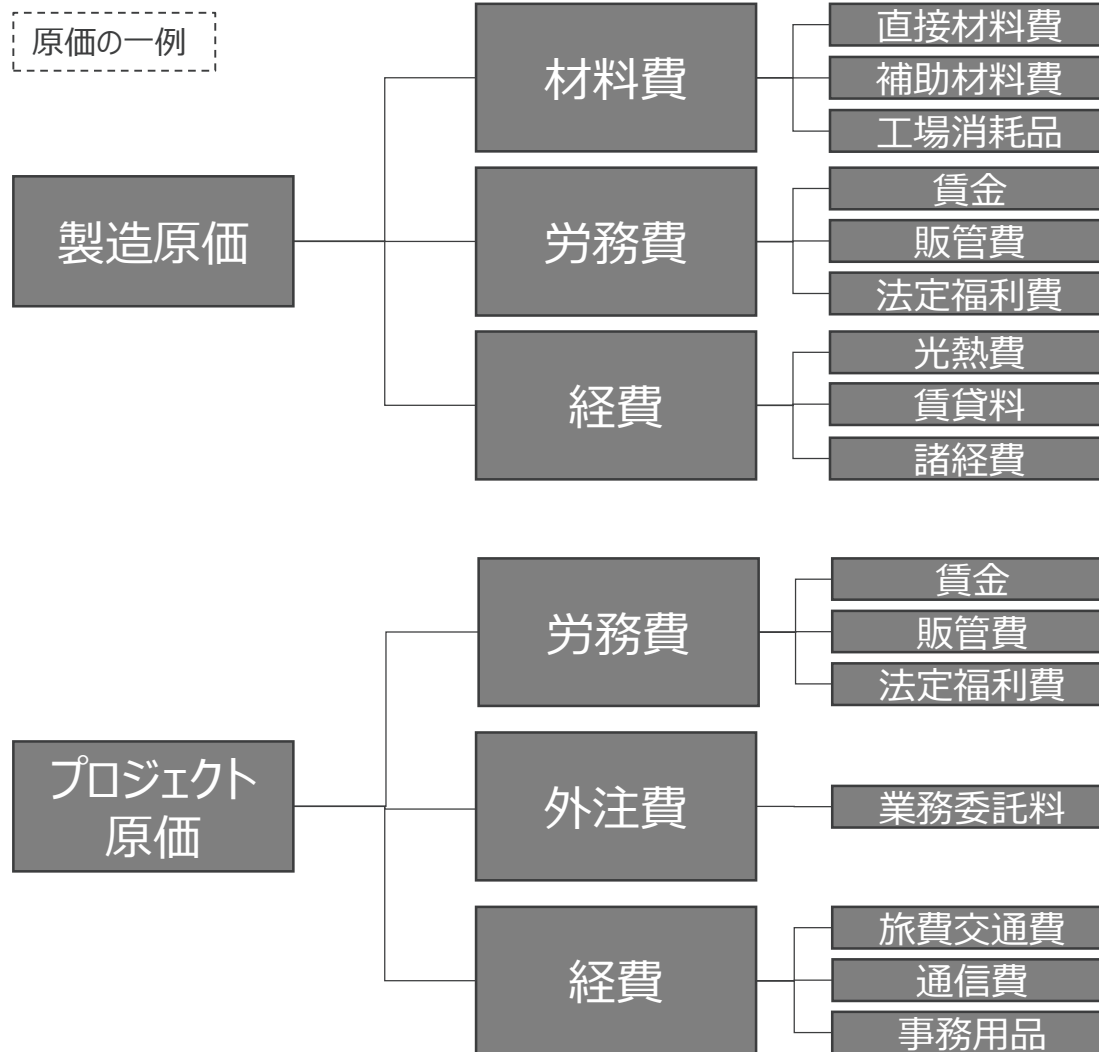
仕入原価 当該商品の仕入金額

プロジェクト原価：労務費（従業員の賃金等）、外注費（調達先等）、経費（交通費等）

※あくまで当該補助対象事業にかかった部分の原価のみを対象とします。

例 月産1000個の製品のうち、10個を補助対象事業に使用した場合は当該製品の製造原価の100分の1（10個/1000個）を補助対象事業に係る製品の原価と考えます。

自社調達の場合の補助対象経費の算出 2/3



※あくまで当該補助対象事業にかかった部分の原価のみを対象とします。

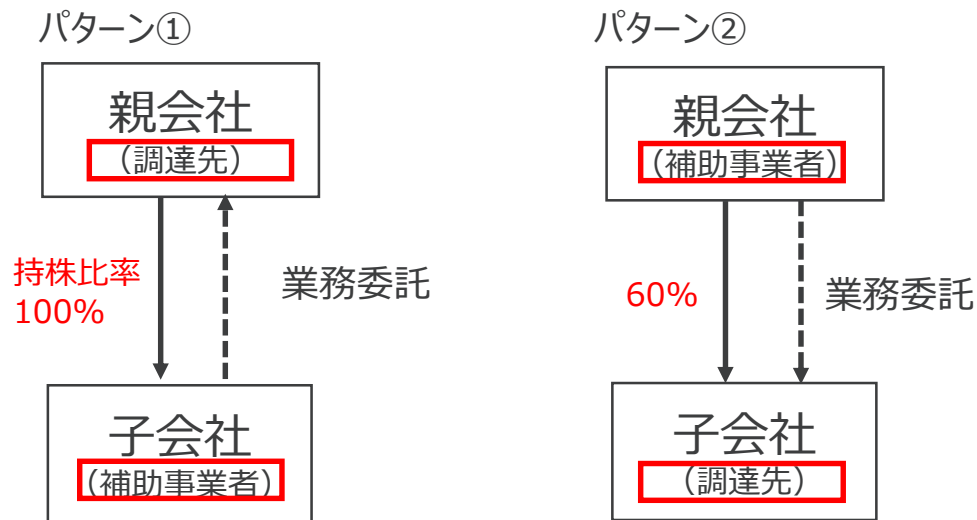
自社調達の場合の補助対象経費の算出 3/3

利益等排除の方法	追加提出書類	左記の想定例
原価をもって補助対象額とします。	「原価」について当該調達に対する経費であることを証明する書類	<ul style="list-style-type: none">・補助事業に係る売上・売上原価管理表・補助事業に係る原価管理表・補助事業に係る製造原価明細書

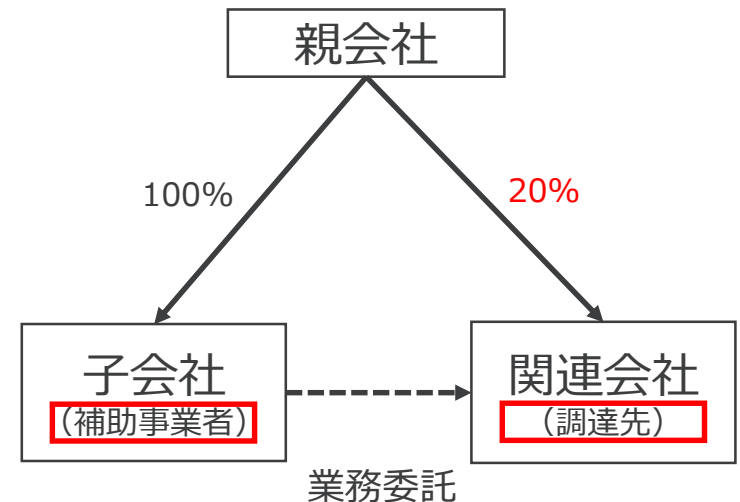
関係会社からの調達における補助対象経費の算出 1/4

利益排除の対象となる調達先（関係会社）の関係図（※1）

親子会社の例

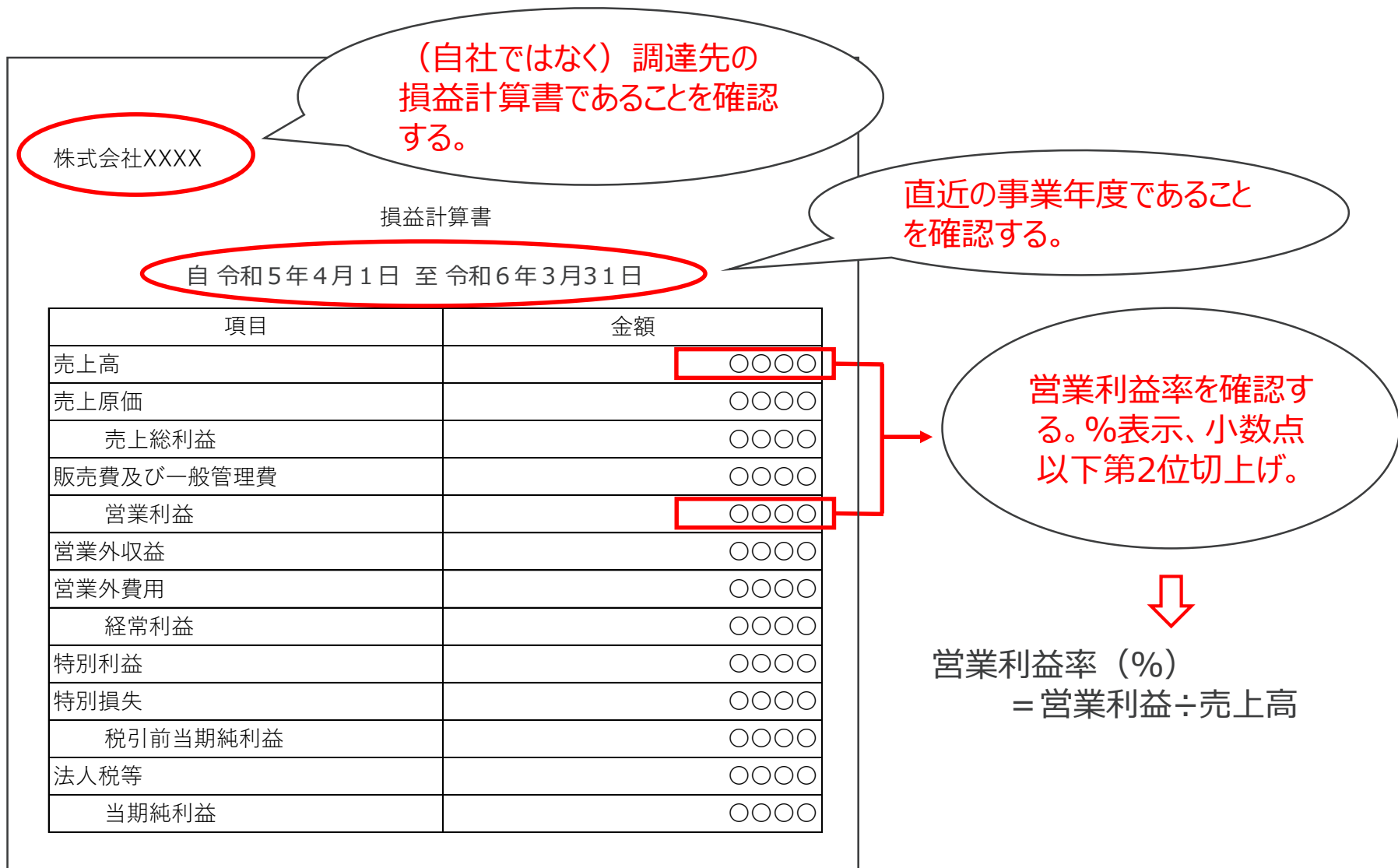


その他関係会社（※2）の例



- ※1 関係図を作成し、資本関係に該当する箇所を補助事業者と調達先が分かる様にマーキングした有価証券報告書や会社概要などとあわせて提出してください。
- ※2 利益排除の対象範囲となる具体的な関係会社の範囲は、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に準じて判定を行います。

関係会社からの調達における補助対象経費の算出 2/4



関係会社からの調達における補助対象経費の算出 3/4

見積金額から利益相当額を引いて補助対象経費を算出します。
関係会社からの調達の場合は見積書の金額と営業利益率から算出します。

補助対象経費の計算式

売上総利益率ではない点に注意！

$$\text{利益相当額} = \text{見積書金額} \times \text{営業利益率} (\%)$$

$$\text{補助対象経費} = \text{見積書金額} - \text{利益排除の金額}$$

計算例

見積書金額が1,000,000円、調達先の営業利益率が10%の場合

1,000,000円（見積書金額）×10%（営業利益率）= 100,000円（利益相当額）

1,000,000円（見積書金額）- 100,000円（利益相当額）= 900,000円（補助対象経費）

関係会社からの調達における補助対象経費の算出 4/4

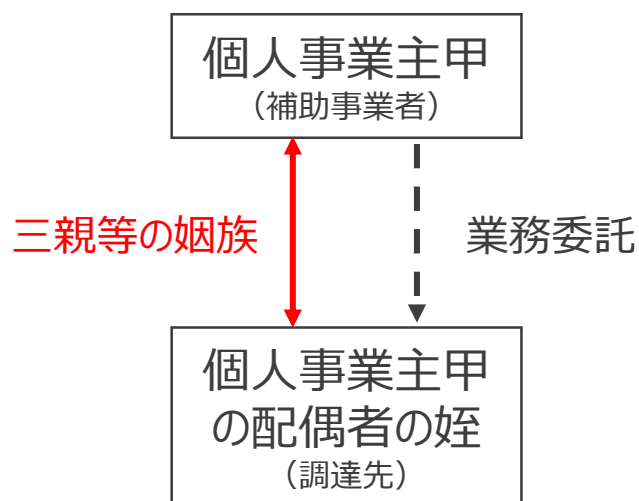
パターン	利益等排除の方法	持株比率を確認できる書類	追加提出書類	左記の想定例
A 取引価格が原価と当該調達に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合	取引価格をもって補助対象額とします。	出資関係図やWEBサイトの会社概要等、持株比率が記載されているもの。	「原価」及び「販売費及び一般管理費」について当該調達に対する経費であることを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に係る売上・営業費用管理表 ・補助事業に係る原価管理表 ・補助事業に係る製造原価明細書 ・補助事業に係る販売費及び一般管理費の明細
B パターンAによりがたい場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達先の直近年度の決算報告書(調達先の単独の損益計算書) <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引価格、営業利益率(小数点以下第2位を切り上げた数値(X.X%))及び利益相当額の計算過程がわかる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達先の単独の損益計算書(直近年度) ・ 当該取引に係る請求書 ・ 当該取引に係る利益相当額の計算明細

親族又は親族が所有する会社からの調達における補助対象経費の算出 1/4

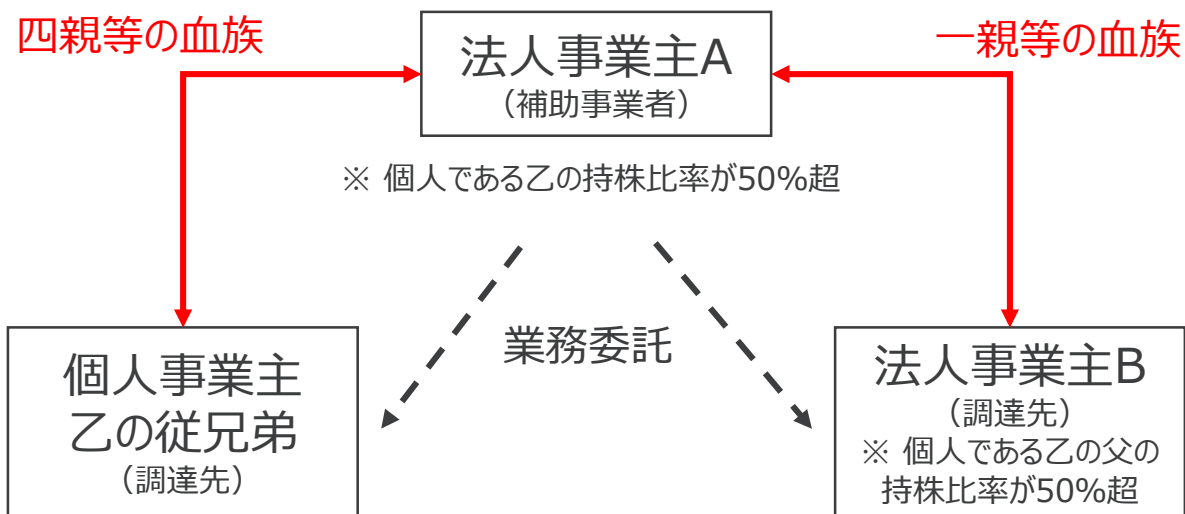
利益排除の対象となる調達先（親族関連会社）の関係図（※1）

親族の範囲は、民法第725条で定義されている六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族に準じて判定してください。

個人間取引の例



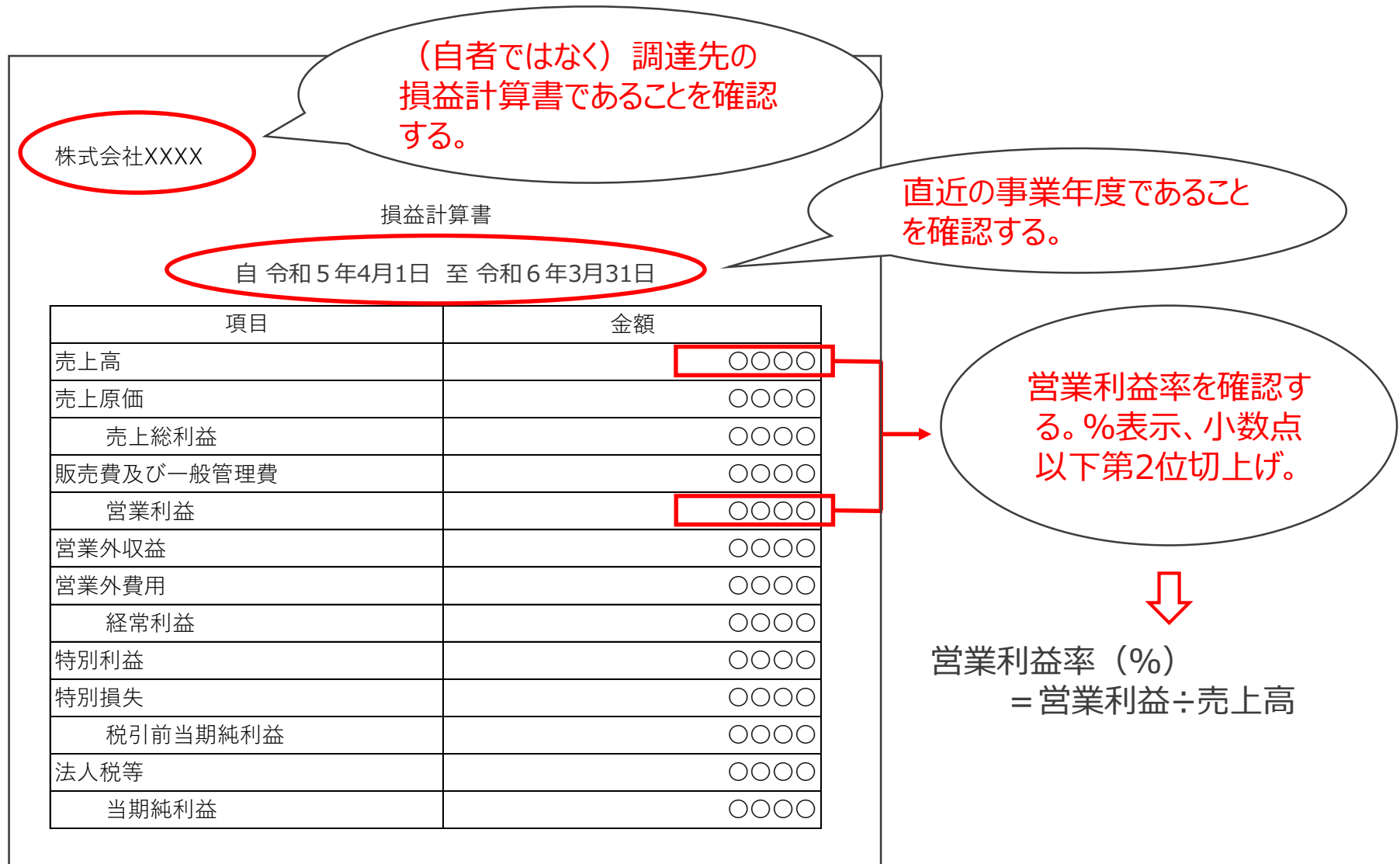
法人対個人間又は、法人間取引（※2）の例



※1 関係図を作成し、資本関係に該当する箇所を補助事業者と調達先が分かる様にマーキングした有価証券報告書や会社概要などとあわせて提出してください。また、親族関係がわかるものを提出いただくことがあります。

※2 親族関係の法人間取引の場合、補助事業者と調達先両方の法人税申告書の別表二「同族会社等の判定に関する明細書」を提出してください。

親族又は親族が所有する会社からの調達における補助対象経費の算出 2/4



親族又は親族が所有する会社からの調達における補助対象経費の算出 3/4

見積金額から利益相当額を引いて補助対象経費を算出します。
親族又は親族が所有する会社からの調達の場合は、見積書の金額と営業利益率から算出します。

補助対象経費の計算式

売上総利益率ではない点に注意！

$$\text{利益相当額} = \text{見積書金額} \times \underline{\text{営業利益率 (\%)}}$$

$$\underline{\text{補助対象経費}} = \text{見積書金額} - \text{利益排除の金額}$$

計算例

見積書金額が1,000,000円、親族関連会社である調達先の営業利益率が10%の場合

1,000,000円（見積書金額）×10%（営業利益率）= 100,000円（利益相当額）

1,000,000円（見積書金額）- 100,000円（利益相当額）= 900,000円（補助対象経費）

親族又は親族が所有する会社からの調達における補助対象経費の算出 4/4

パターン	利益等排除の方法	持株比率・親族関係を 確認できる書類	追加提出書類	左記の想定例
A 取引価格が原価と当該調達に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合	取引価格をもって補助対象額とします。	出資関係図やWEBサイトの会社概要等、持株比率が記載されているもの。また、 <u>親族関係がわかるものを提出いただくことがあります。</u>	「原価」及び「販売費及び一般管理費」について当該調達に対する経費であることを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に係る売上・営業費用管理表 ・補助事業に係る原価管理表 ・補助事業に係る製造原価明細書 ・補助事業に係る販売費及び一般管理費の明細
B パターンAによりがたい場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達先の直近年度の決算報告書（調達先の単独の損益計算書） ・ 取引価格、営業利益率(小数点以下第2位を切り上げた数値 (X.X%))及び利益相当額の計算過程がわかる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達先の単独の損益計算書（直近年度） ・ 当該取引に係る請求書 ・ 当該取引に係る利益相当額の計算明細